

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第45号

新潟市立図書館条例の一部を改正する条例

新潟市立図書館条例（平成19年新潟市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項及び第2項を次のように改める。

法第14条第1項の規定により、新潟市立中央図書館に新潟市立図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会は、委員10人以内をもって組織する。

第19条第4項及び第7項中「各図書館協議会」を「図書館協議会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（図書館協議会の廃止に伴う委員の任期の特例）

2 令和6年3月31日に任期が満了する図書館協議会（新潟市立中央図書館、新潟市立亀田図書館及び新潟市立坂井輪図書館の図書館協議会をいう。）の委員の任期は、第19条第7項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に満了する。